

## セルフメディケーション税制

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は平成 30 年 2 月 16 日から平成 30 年 3 月 15 日となっており、いよいよその期限が近づいてきました。

今回は、平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税から新たに適用される「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」について説明します。

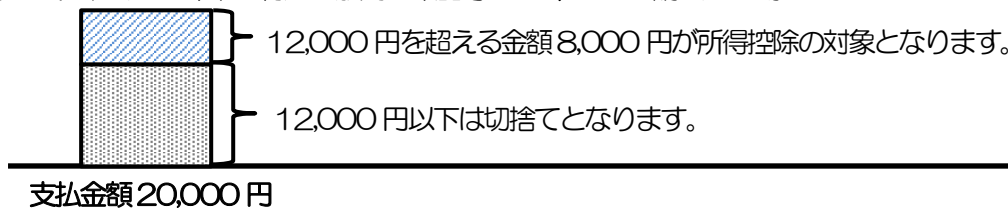
## 1. セルフメディケーション税制の概要

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている人が、平成 29 年 1 月 1 日以後に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除の特例）を受けることができます。

## 2. 控除額の計算方法

特定一般用医薬品等購入費の合計額 (保険金等で補填される金額を除きます。)	－	12,000 円	＝	控除額 (最高 88,000 円)
--	---	----------	---	----------------------

例えば、平成 29 年中に特定一般用医薬品等を 20,000 円購入した場合



## 3. 適用要件

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている居住者が対象となります。具体的には、次の取組が、「一定の取組」に該当します。

1. 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査 【人間ドック、各種健（検）診等】
2. 市区町村が健康増進事業として行う健康診査 【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
3. 予防接種 【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
4. 勤務先で実施する定期健康診断 【事業主検診】
5. 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
6. 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

なお、申告される方が「一定の取組」を行っていることが要件とされているため、申告される方が取組を行っていない場合は、控除を受けることはできません。

## 4. 特定一般用医薬品等の範囲

セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。  
[「http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html」](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html)

代表的な特定一般用医薬品名の一例（平成 29 年 12 月 28 日時点）

アレジオン 10、アレジオン 20、パブロン S ゴールド W錠、ルルアタック EX、サロンパス EX、フェイススクリーム、ムヒアルファ EX、ロキソニン S 等

## 5. 医療費控除との関係

これまでの「医療費控除」では、10 万円以下の医療費の金額（総所得金額等が 200 万円未満の人は、総所得金額等の 5%の金額）は切り捨てとなるため所得控除を受けることができなかった人についても、「セルフメディケーション税制」による所得控除を受けることが可能となる場合がありますので、控除漏れが無いようご注意ください。

なお、「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」とはどちらかの選択適用となります。いずれかの適用を選択した後、更正の請求による選択変更はできませんのでご注意ください。（担当：大久保 雅之）